

令和8年6月2日開会

## むつ市議会第268回定例会提案理由



ただいま上程されました30議案12報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第36号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード等の交付が可能となることに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第37号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の免税点を引き上げるほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第38号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、事業者等に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告しようとする際に、むつ市こども・子育て会議の意見を聴くこととするためのものであります。

次に、議案第39号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、県が定める青森県重度心身障がい者医療費助成事業実施要領の一部改正に準じ所要の条文整理をするほか、障害の表記を改めるものであります。

次に、議案第40号 むつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正等に伴い、条文整理をするためのものであります。

次に、議案第41号から議案第43号までの財産の取得についてであります。これら3議案は、むつ市役所大畑庁舎に配備しております除雪ドーザ及び本庁舎に配備しております凍結防止剤散布車を老朽化に伴い更新するためのもの並びに市の業務で利用しているMicrosoft Office等を更新するため、ライセンスを取得するものであります。

次に、議案第44号から議案第62号までのむつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。これら19議案は、本年7月14日をもって任期が満了となります。むつ市農業委員会の委員に、村口利光氏、杉山重一氏、柏谷均氏、齊藤榮佐男氏、畑中光政氏、立花幸雄氏、鴨田輝雄氏、西村一松氏、水戸隆璽氏、佐々木貢氏、中村貞幸氏、嶋影秀子氏、中嶋寿樹氏、浜田昭彦氏、蛭名修一氏及び新堂真氏を再任し、新たに、冨江佳奈子氏、工藤拓郎氏及び佐藤航氏を任命いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第63号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、本年6月30日をもって任期が満了となります。委員の後任として高杉洋子氏を推薦するため、提案するものであります。

次に、議案第64号 令和8年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、3億458万7,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、408億458万7,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費では、令和9年3月31日までが処分期間となっている低濃度ポリ塩化ビフェニルについて、市有施設内の電気機器の含有状況を調査するための低濃度ポリ塩化ビフェニル含有状況調査事業費を計上しております。

民生費では、物価高騰の影響を特に受けている低所得のひとり親世帯を支援するための青森県ひとり親世帯臨時特別給付金を計上しております。

農林水産業費では、畜産に係る飼料価格の高騰の影響を受けている畜産業者に対し飼料の購入に要する経費の一部を助成する畜産物価高騰対策支援金交付事業費のほか、燃油価格の高騰の影響を受けている漁業者に対し燃料費の一部を助成する漁船燃油価格高騰対策支援金交付事業費を計上しております。

教育費では、外部からの過剰な苦情や不当な要求から教職員を守り、教職員が安心して働ける環境を整備するため、学校における通話録音・告知機能導入事業費を計上しておりますほか、（仮称）むつ市立学びの多様化学校整備工事において既存の高圧受電設備を更新するため、むつ市立学びの多様化学校整備事業費を増額しております。

諸支出金では、物価高騰に対する生活支援として、本年7月使用分から9月使用分までの3か月分の水道基本料金の一部を減額する水道料金支援事業費に係る負担金を計上しております。

災害復旧費では、昨年12月8日に発生した青森県東方沖地震により被害を受けた市内小中学校の復旧に係る工事請負費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金では歳出との関連において補助見込額を調整しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

次に、議案第65号 令和8年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、水道料金支援事業の実施により、収益的収入において営業収益を1億1,880万円減額し、減収分に係る一般会計からの繰入れにより営業外収益を1億1,880万円増額するものであります。

次に、報告第5号についてであります。これは、令和7年度むつ市一般会計において、継続費を設定しております事業に係る逡次繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第6号についてであります。これは、令和7年度むつ市一般会計において設定しておりました繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第7号及び報告第8号についてであります。これらは、令和7年度むつ市水道事業会計及び令和7年度むつ市下水道事業会計において、翌年度に工期を延長した事業に係る予算繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第9号、報告第11号及び報告第16号についてであります。これらは、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより専決処分したものでありまして、報告第9号は本年1月30日にむつ市大畑町中島地内の店舗敷地内において発生した自動車損傷事故、報告第11号は昨年8月21日にむつ市大湊上町地内の国道において発生した自動車事故、報告第16号は昨年11月12日にむつ市立第二田名部小学校ことばの教室プレールームで発生した転倒事故に係るものであります。

次に、報告第10号についてであります。これは、むつ市議会第264回定例会において御議決賜りました仮団地橋架替工事に関し、工事内容を一部変更し、契約金額を変更することについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第12号についてであります。これは、地方税法の一部改正に伴い、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、軽自動車税の環境性能割の廃止等に係る改正をしております。

次に、報告第13号についてであります。これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充並びに子ども・子育て支援納付金課税額に係る条文整備をしております。

次に、報告第14号についてであります。これは、関係省令の一部改正に伴い、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限の延長並びに対象資産の範囲の明確化をしております。

次に、報告第15号についてであります。これは、令和7年度むつ市一般会計補正予算でありまして、事業費の確定及び決算見込みにより、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました30議案12報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月2日開会

## むつ市議会第268回定例会議案



目 次

議案第36号	むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第37号	むつ市税条例の一部を改正する条例	7
議案第38号	むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	15
議案第39号	むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例	17
議案第40号	むつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例	19
議案第41号	財産の取得について (除雪ドーザ(13t級、車輪式、油圧式マルチプラウ形))	21
議案第42号	財産の取得について (凍結防止剤散布車(3t級))	23
議案第43号	財産の取得について (Microsoft Office等ライセンス)	25
議案第44号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	27
議案第45号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	29
議案第46号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	31
議案第47号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	33
議案第48号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	35
議案第49号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	37
議案第50号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	39
議案第51号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	41
議案第52号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	43
議案第53号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	45
議案第54号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	47
議案第55号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	49
議案第56号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	51

議案第57号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	53
議案第58号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	55
議案第59号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	57
議案第60号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	59
議案第61号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	61
議案第62号	むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	63
議案第63号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて	65
議案第64号	令和8年度むつ市一般会計補正予算	67
議案第65号	令和8年度むつ市水道事業会計補正予算	69
報告第5号	令和7年度むつ市一般会計継続費繰越計算書	71
報告第6号	令和7年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書	75
報告第7号	令和7年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書	83
報告第8号	令和7年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書	89
報告第9号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	93
報告第10号	専決処分した事項の報告について (工事請負契約の一部変更契約について(仮団地橋架替工事))	97
報告第11号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	101
報告第12号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市税条例の一部を改正する条例)	105
報告第13号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	113
報告第14号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	119
報告第15号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和7年度むつ市一般会計補正予算)	123
報告第16号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	125

## 議案第36号

### むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

#### 提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード等の交付が可能となることに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について所要の条文整備をするためのものである。

## むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

むつ市印鑑登録及び証明に関する条例（平成2年むつ市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

むつ市税条例の一部を改正する条例

むつ市税条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の免税点を引き上げるほか、所要の条文整備をするためのものである。

## むつ市税条例の一部を改正する条例

むつ市税条例（昭和35年むつ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第20条の2第1項ただし書中「及び第20条の3の3第1項」を「並びに第20条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第20条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第20条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者（当該年

中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第20条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第45条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の4中「又は附則第20条の3第1項」を「、附則第20条の2の3第1項又は附則第20条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第19条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6

項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第20条の2の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第1項及び第2項並びに第18条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2の3第1項の規定によ

る市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第19条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第20条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第45条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第18条の7第2項の改正規定並びに附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第8条の2の改正規定及び附則第19条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第6条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第20条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
- (市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のむつ市税条例（以下「新条例」という。）第20

条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第20条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前のむつ市税条例第20条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例附則第6条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」と

いう。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例附則第19条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例附則第20条の2の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例第45条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。



## 議案第38号

むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例

むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

### 提案理由

事業者等に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告しようとする際に、むつ市こども・子育て会議の意見を聴くこととするためのものである。

むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例

(むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年むつ市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「むつ市子ども・子育て会議」に改める。

(むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年むつ市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「むつ市子ども・子育て会議」に改める。

(むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年むつ市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「むつ市子ども・子育て会議」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

県が定める青森県重度心身障がい者医療費助成事業実施要領の一部改正に準じ所要の条文整理をするほか、障害の表記を改めるものである。

## むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

むつ市重度心身障害者医療費支給条例（昭和50年むつ市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

むつ市重度心身障がい者医療費支給条例

第1条中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める。

第2条中「重度心身障害者医療費」を「重度心身障がい者医療費」に改め、同条第1号中「の障害」を「の障がい」に改める。

第3条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。  
（むつ市個人番号の利用に関する条例の一部改正）
- 2 むつ市個人番号の利用に関する条例（平成27年むつ市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「むつ市重度心身障害者医療費支給条例」を「むつ市重度心身障がい者医療費支給条例」に、「重度心身障害者医療費（以下「重度心身障害者医療費」を「重度心身障がい者医療費（以下「重度心身障がい者医療費」に改める。

別表第2中「重度心身障害者医療費」を「重度心身障がい者医療費」に改める。

議案第40号

むつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例

むつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、条文整理をするためのものである。

## むつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例

むつ市地域生活支援事業利用料条例（平成18年むつ市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「附則第5条の4第6項その他の厚生労働省令」を「附則第5条の4第5項その他の内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第4条第2号中「障害」を「障がい」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのものである。

1 取得する財産  
物品

品 名	数量
除雪ドーザ（13 t級、車輪式、油圧式マルチプラウ形）	1台

2 契約の相手方 むつ市大字田名部字上道82番地1  
北新機材株式会社  
代表取締役 中 村 昭 芳

3 取得価格 26,510,000円

4 取得の目的 むつ市役所大畑庁舎の車両を更新する。

5 契約の方法 指名競争入札

議案第42号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市役所本庁舎配備の凍結防止剤散布車を、老朽化に伴い更新するためのものである。

1 取得する財産  
物品

品 名	数 量
凍結防止剤散布車（3 t級）	1台

- 2 契約の相手方      むつ市中央二丁目3番7号  
株式会社青工むつ支店  
支店長 浜 道 博 人
- 3 取得価格          27,060,000円
- 4 取得の目的        むつ市役所本庁舎の車両を更新する。
- 5 契約の方法        指名競争入札

議案第43号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

市の業務で利用しているMicrosoft Office等を更新するため、ライセンスを取得するものである。

1 取得する財産  
物品

品 名	数 量
Microsoft Office等ライセンス	1 式

- 2 契約の相手方     むつ市金谷一丁目9番25号  
株式会社東京堂  
代表取締役社長 内 田 征 吾
- 3 取得価格     60,636,400円
- 4 取得の目的     Microsoft Office等を更新する。
- 5 契約の方法     指名競争入札

議案第44号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

むら ぐち とし みつ  
村 口 利 光

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第45号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

すぎ やま じゅう いち  
杉 山 重 一

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第46号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

かしわ や ひとし  
柏 谷 均

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第47号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

さい とう え さ お  
齊 藤 榮佐男

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第48号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

はた なか みつ まさ  
畑 中 光 政

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第49号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

たち ぼな ゆき お  
立 花 幸 雄

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第50号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

かも だ てる お  
鴨 田 輝 雄

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第 5 1 号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

むつ市長 山 本 知 也

にし むら いち まつ  
西 村 一 松

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年 7 月 1 4 日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第52号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

み と りゅう じ  
水 戸 隆 璽

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第53号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

さ さ き  
佐々木

みつぐ  
貢

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第54号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

なか むら さだ ゆき  
中 村 貞 幸

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第55号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

しま かげ ひで こ  
嶋 影 秀 子

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第56号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

なか じま ひさ き  
中 嶋 寿 樹

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第57号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

はま だ あき ひこ  
浜 田 昭 彦

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第58号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

えび な しゅう いち  
蛭 名 修 一

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第59号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

しん どう まこと  
新 堂 真

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第60号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

とみ え かなこ  
富 江 佳奈子

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第61号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

く どう たく ろう  
工 藤 拓 郎

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第62号

むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

むつ市農業委員会の委員に次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

さ とう わたる  
佐 藤 航

提案理由

むつ市農業委員会の委員の任期が本年7月14日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第63号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

たか すぎ よう こ  
高 杉 洋 子

提案理由

人権擁護委員永井信孝氏の任期が本年6月30日をもって満了することに伴い、提案するものである。



議案第64号

令和8年度むつ市一般会計補正予算

令和8年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)



議案第 6 5 号

令和 8 年度むつ市水道事業会計補正予算

令和 8 年度むつ市水道事業会計予算を補正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)



報告第5号

令和7年度むつ市一般会計継続費繰越計算書

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和7年度むつ市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和7年度むつ市一般

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額		
				予算額	前年度 繰越額	計
7 商工費	1 商工費	湯野川温泉濃々園 建替事業	円 376,750,000	円 343,291,000	円	円 343,291,000
8 土木費	4 道路橋りょう費	仮団地橋更新事業	383,000,000	118,000,000		118,000,000
10 教育費	1 教育総務費	教育支援センター 移転事業	215,556,000	72,523,000		72,523,000
計			975,306,000	533,814,000		533,814,000

令和8年6月2日提出

会計継続費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰越金	特 定 財 源		
				国・県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
円 147,254,000	円 196,037,000	円 196,037,000	円 60,000	円 95,277,000	円 100,700,000	円
42,964,000	75,036,000	75,036,000	851,000	43,185,000	31,000,000	
	72,523,000	72,523,000	23,000		72,500,000	
190,218,000	343,596,000	343,596,000	934,000	138,462,000	204,200,000	

むつ市長 山 本 知 也



報告第6号

令和7年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和7年度むつ市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額
2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍への振り仮名記載 及び振り仮名の届出対 応事業	円 4,719,000	円 4,719,000
3 民生費	1 社会福祉費	青森県東方沖地震住家 被災見舞金事業	7,780,000	5,200,000
4 衛生費	1 保健衛生費	浄化槽設置整備助成事 業	28,800,000	26,338,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設PCB廃 棄物処理促進対策事業	3,855,000	3,855,000
		地籍調査事業	6,746,000	5,794,000
	4 水産業費	関根漁港施設老朽化対 策事業	3,822,000	3,822,000
7 商工費	1 商工費	観光消費促進事業（物 価高騰重点支援事業）	61,675,000	21,402,000
		むつ市プレミアム付飲 食券事業（物価高騰重 点支援事業）	40,089,000	18,552,000
		物価高騰重点支援事業	303,285,000	41,360,000
		むつ市中小企業被災資 産復旧補助金	300,000,000	290,000,000
		むつ来さまい館等改修事 業（むつ下北観光物産館 電気設備改修工事）	61,919,000	40,403,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円 4,719,000	円	円	円
				5,200,000
				26,338,000
	2,636,000			1,219,000
	990,000			4,804,000
				3,822,000
	7,800,000			13,602,000
	6,900,000			11,652,000
	15,300,000			26,060,000
	240,000,000			50,000,000
		36,300,000		4,103,000

8 土木費	2 道路橋りょう費	市道等維持事業（湊 14号線横断暗渠更 新事業）	8,380,000	8,380,000
		橋梁長寿命化修繕事業（桜木4 号橋、臨港1号橋、脇野沢橋修 繕事業、橋梁定期点検事業）	51,467,000	51,467,000
		橋梁長寿命化修繕事業（安部 城1号橋、安部城3号橋、源藤 城橋、釣屋浜橋修繕事業）	43,113,000	43,113,000
	5 都市計画費	昭和町地区交通安全対 策事業	23,653,000	23,653,000
9 消防費	1 消防費	むつ市防災マップ作成 事業	15,131,000	15,131,000
		災害対応力強化事業	19,151,000	19,151,000
10 教育費	2 小学校費	（仮称）むつ市学びの 多様化学校整備事業	248,270,000	248,270,000
		小学校環境整備事業	63,910,000	63,910,000
	3 中学校費	中学校環境整備事業	81,807,000	81,807,000
	5 保健体育費	むつ運動公園改修事業 （むつ運動公園水道管 敷設工事）	5,000,000	5,000,000
		ウェルネスパーク・ア リーナ改修事業	10,417,000	10,417,000
14 災害復旧費	1 厚生労働施設 災害復旧費	老人憩の家禄寿荘浄化 槽災害復旧事業	11,000,000	2,662,000

		8,300,000		80,000
	27,258,000	16,900,000		7,309,000
	19,420,000	23,600,000		93,000
	11,533,000	10,900,000		1,220,000
	11,966,000	29,200,000		36,000
	10,086,000			5,045,000
	9,570,000			9,581,000
	84,443,000	163,700,000		127,000
	20,884,000	42,800,000		226,000
	25,891,000	55,900,000		16,000
	2,470,650	2,200,000		329,350
		7,800,000		2,617,000
		2,400,000		262,000

3 公共土木施設 災害復旧費	田名部まちなか住宅災 害復旧事業	6,000,000	6,000,000
4 文教施設災害 復旧費	小学校災害復旧事業	2,396,000	2,217,000
	中学校災害復旧事業	2,936,000	2,679,000
	図書館施設災害復旧事 業	1,078,000	1,078,000
	ウェルネスパーク・ア リーナ災害復旧事業	27,745,000	27,745,000
	おおみなと臨海公園艇 置場災害復旧事業	6,325,000	6,325,000
5 公用施設等災 害復旧費	むつ市役所本庁舎災害 復旧事業	12,727,000	9,380,000
計		1,521,485,000	1,131,032,000

令和8年6月2日提出

		5,900,000		100,000
		2,200,000		17,000
		2,600,000		79,000
		1,000,000		78,000
		27,600,000		145,000
	6,325,000			
		9,300,000		80,000
	508,191,650	448,600,000		174,240,350

むつ市長 山 本 知 也



報告第7号

令和7年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和7年度むつ市水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1	永下地区導水管布設工事	円 55,330,000	円	円 55,330,000
		永下地区配水管布設替実施設計業務委託	32,439,000		32,439,000
		しなの木水管橋築造工事（下部工）	69,300,000		69,300,000
		田名部浄水場舗装災害復旧工事	25,000,000		25,000,000
計			182,069,000		182,069,000

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 12,920,000	円 42,400,000	円 10,000	円	円	国庫補助金の交付決定が令和7年12月となったことから、年度内に事業を完了することが困難となったため
6,840,000	25,500,000	99,000			国庫補助金の交付決定が令和7年12月となったことから、年度内に事業を完了することが困難となったため
7,987,000	61,300,000	13,000			国庫補助金の交付決定が令和7年12月となったことから、年度内に事業を完了することが困難となったため
	24,900,000	100,000			令和7年12月に発生した青森県東方沖地震で被災した設備を復旧するものであり、年度内の事業の完了が見込めないため
27,747,000	154,100,000	222,000			

令和7年度むつ市水道

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1	宇曾利川浄水場加圧・検水ポンプ交換工事	2,640,000		
			円	円	円
水道事業費用	営業費用				2,640,000

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越額を 要するたな卸入 資産の購入額	説 明
水道事業収益			
円  2,640,000	円	円	浄水設備において緊急を要する修繕が発生し、機器の納期に日数を要することから、年度内に事業を完了することが困難となったため



報告第8号

令和7年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

令和7年度むつ市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1	災害復旧事業	円 45,000,000	円 2,030,000	円 42,970,000
資本的支出	建設改良費				

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限 度 額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金			
円	円 42,900,000	円 70,000	円	円	復旧工事設計業務及び復 旧工事に日数を要し、年 度内に事業を完了するこ とが困難となったため



## 報告第9号

### 専決処分した事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

### 提案理由

自動車損傷事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第5号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月17日

むつ市長 山 本 知 也

## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車損傷事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方 むつ市内在住の個人

2 和解の内容

(1) 市は、令和8年1月30日むつ市大畑町中島地内の店舗敷地内において、折損した市所有のコンクリート柱が和解の相手方所有の自動車に接触した事故によって、和解の相手方所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、115,060円を和解の相手方に対して支払う。

(2) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 115,060円



報告第10号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

第264回定例会で議決を経た仮団地橋架替工事について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更したものである。

むつ市専決第6号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月19日

むつ市長 山 本 知 也

## 工事請負契約の一部変更契約について

むつ市議会第264回定例会議案第38号をもって議決を経た仮団地橋架替工事の請負契約の一部を次のとおり変更する。

3 契約の金額	変更前	299,200,000円
	変更後	315,920,000円



報告第11号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

自動車事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第7号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月27日

むつ市長 山 本 知 也

## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

自動車事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

- 1 和解の相手方 神奈川県大和市中央林間二丁目16番28号  
エス・ティール・サービス株式会社  
代表取締役 篠崎 勝則
  
- 2 和解の内容
  - (1) 市は、令和7年8月21日むつ市大湊上町地内の国道において発生した市有自動車と和解の相手方所有自動車との運行による事故によって、和解の相手方所有の自動車が損傷したことにより生じた損害について、35,145円を和解の相手方に対して賠償する。
  - (2) 和解の相手方は、本件事故によって、市有自動車が損傷したことにより生じた損害について、20,735円を市に対して賠償する。
  - (3) 市は、市が賠償する額35,145円から和解の相手方が賠償する額20,735円を差し引いた額14,410円を和解の相手方に対して支払う。
  - (4) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。
  
- 3 損害賠償の額 35,145円



報告第12号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止等に係る改正をしたものである。

むつ市専決第8号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

むつ市長 山 本 知 也

## むつ市税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日公布

むつ市条例第19号

むつ市税条例（昭和35年むつ市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、第57条の2の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第57条の2の6第1項の申告書、」を削る。

第17条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第57条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第57条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第57条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第57条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第57条の2の3から第57条の2の8までを削る。

第57条の2の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第57条の2の3とする。

第58条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第59条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第61条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第62条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第63条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に

改める。

第64条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第65条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第66条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条第2項中「第57条第3項ただし書」を「第57条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第68条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第6条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に改め、同条を附則第6条の3とする。

附則第7条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第6条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第4項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条に次の1項を加える。

7 固定資産税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第9条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し

及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別附則第14条の2から第14条の6までを削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条第3項第2号、第17条第3項第2号及び第18条第3項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第19条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第20条第5項第2号、第20条の2第2項第2号及び第20条の3第2項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第20条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の4の2第2項

第2号及び第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び第6条の3第1項」に改める。

附則第25条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第25条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第25条の3の次に次の1条を加える。

（都市計画税に係る法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

第25条の4 都市計画税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第26条の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第34条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のむつ市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 むつ市税条例等の一部を改正する条例（平成26年むつ市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「の種別割」を削る。



## 報告第13号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

### 提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る課税限度額の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充並びに子ども・子育て支援納付金課税額に係る条文整備をしたものである。

むつ市専決第9号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

むつ市長 山 本 知 也

## むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日公布

むつ市条例第20号

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号ア中「15,190円」を「14,490円」に改め、同号イ(ア)中「24,430円」を「22,120円」に改め、同号イ(イ)中「12,215円」を「11,060円」に改め、同号イ(ウ)中「18,323円」を「16,590円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 48円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 910円

(イ) 特定世帯 455円

(ウ) 特定継続世帯 683円

第23条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「10,850円」を「10,350円」に改め、同号イ(ア)中「17,450円」

を「15,800円」に改め、同号イ(イ)中「8,725円」を「7,900円」に改め、同号イ(ウ)中「13,088円」を「11,850円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 34円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 650円

(イ) 特定世帯 325円

(ウ) 特定継続世帯 488円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「4,340円」を「4,140円」に改め、同号イ(ア)中「6,980円」を「6,320円」に改め、同号イ(イ)中「3,490円」を「3,160円」に改め、同号イ(ウ)中「5,235円」を「4,740円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 14円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 260円

(イ) 特定世帯 130円

(ウ) 特定継続世帯 195円

第23条第2項第1号ア中「3,255円」を「3,105円」に改め、同号イ中「5,425円」を「5,175円」に改め、同号ウ中「8,680円」を「8,280円」に改め、同号エ中「10,850円」を「10,350円」に改

め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあ

っては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後のむつ市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第14号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限の延長並びに対象資産の範囲の明確化をしたものである。

むつ市専決第10号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

むつ市長 山 本 知 也

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を  
改正する条例

令和8年3月31日公布

むつ市条例第21号

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年  
むつ市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「及び償  
却資産」の次に「（所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行  
令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。）」を加える。

第6条中「償却資産」の次に「（所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又  
は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。）」を加え  
る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



報告第15号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

むつ市専決第 1 1 号

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

むつ市長 山 本 知 也

(予算書別紙)

報告第16号

専決処分した事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山 本 知 也

提案理由

むつ市立第二田名部小学校ことばの教室プレールームにおいて発生した事故について、和解し、損害賠償の額を定めたものである。

むつ市専決第12号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月15日

むつ市長 山 本 知 也

## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

むつ市立第二田名部小学校ことばの教室プレールームにおいて発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方 むつ市内在住の個人

2 和解の内容

- (1) 市は、令和7年11月12日むつ市立第二田名部小学校ことばの教室プレールームにおいて、トランポリンでの遊戯中にバランスを崩して転倒した事故によって、和解の相手方の子が医療機関において受診したことにより生じた損害の賠償金として、3,234円を支払う。ただし、当該賠償金のうち650円は和解の相手方に対して支払い、残金2,584円は公立学校共済組合青森支部に対して支払う。
- (2) 今後、本件事故に起因する後遺障害が発生した場合は、医師の診断及び証書に基づき、別途協議する。
- (3) 上記以外に市と和解の相手方との間に債権及び債務が一切存在しないことを確認する。
- (4) 市及び和解の相手方は、今後本件に関しては、異議を申し立てない。

3 損害賠償の額 3,234円

令和8年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市



## 令和8年度むつ市一般会計補正予算

令和8年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304,587千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,804,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月2日提出

むつ市長 山本知也

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		7,651,737	116,290	7,768,027
	1. 国庫負担金	4,721,159	46,290	4,767,449
	2. 国庫補助金	2,919,308	70,000	2,989,308
16. 県支出金		3,890,625	95,703	3,986,328
	2. 県補助金	2,211,338	95,703	2,307,041
19. 繰入金		904,138	44,018	948,156
	1. 基金繰入金	903,907	44,018	947,925
20. 諸収入		3,493,689	676	3,494,365
	5. 雑入	161,389	676	162,065
21. 市債		2,569,800	47,900	2,617,700
	1. 市債	2,569,800	47,900	2,617,700
歳入合計		40,500,000	304,587	40,804,587

## 2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,259,786	2,893	4,262,679
	1. 総務管理費	3,602,647	2,893	3,605,540
3. 民生費		10,697,977	17,553	10,715,530
	3. 児童福祉費	3,865,146	17,553	3,882,699
6. 農林水産業費		821,217	51,164	872,381
	1. 農業費	260,124	13,256	273,380
	2. 畜産業費	77,842	11,714	89,556
	4. 水産業費	340,702	26,194	366,896
10. 教育費		4,761,163	44,741	4,805,904
	1. 教育総務費	1,123,384	4,517	1,127,901
	2. 小学校費	456,912	36,168	493,080
	4. 社会教育費	576,543	1,353	577,896
	5. 保健体育費	2,186,124	2,703	2,188,827
12. 諸支出金		6,017,683	118,800	6,136,483
	1. 公営企業費	6,017,683	118,800	6,136,483
14. 災害復旧費		0	69,436	69,436
	1. 文教施設災害復旧費	0	69,436	69,436
歳出合計		40,500,000	304,587	40,804,587

第2表

## 地 方 債 補 正

(追 加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公立学校施設災害復旧	千円 20,800	普通貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式による借入れにおいては当該見直し後の利率)	借入先融資条件による

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校整備	千円 11,000	普通貸借	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式による 借入れにお いては当該 見直し後の 利率)	借入先融資 条件による	千円 38,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
追加及び変更後の累計	2,569,800				2,617,700			



# 一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	6,550,767	0	6,550,767
2. 地 方 譲 与 税	279,832	0	279,832
3. 利 子 割 交 付 金	7,000	0	7,000
4. 配 当 割 交 付 金	30,000	0	30,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	36,000	0	36,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	96,000	0	96,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,855,000	0	1,855,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	500	0	500
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	83,472	0	83,472
10. 地 方 特 例 交 付 金	74,010	0	74,010
11. 地 方 交 付 税	12,470,000	0	12,470,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,348	0	4,348
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	32,469	0	32,469
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	250,705	0	250,705
15. 国 庫 支 出 金	7,651,737	116,290	7,768,027
16. 県 支 出 金	3,890,625	95,703	3,986,328
17. 財 産 収 入	29,908	0	29,908
18. 寄 附 金	190,000	0	190,000
19. 繰 入 金	904,138	44,018	948,156
20. 諸 収 入	3,493,689	676	3,494,365
21. 市 債	2,569,800	47,900	2,617,700
歳 入 合 計	40,500,000	304,587	40,804,587

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	238,095	0	238,095				
2. 総務費	4,259,786	2,893	4,262,679				2,893
3. 民生費	10,697,977	17,553	10,715,530	16,760			793
4. 衛生費	4,030,983	0	4,030,983				
5. 労働費	30,634	0	30,634				
6. 農林水産業費	821,217	51,164	872,381	48,965			2,199
7. 商工費	1,077,130	0	1,077,130				
8. 土木費	1,744,239	0	1,744,239				
9. 消防費	2,098,107	0	2,098,107				
10. 教育費	4,761,163	44,741	4,805,904	△ 18,822	27,100	676	35,787
11. 公債費	4,697,986	0	4,697,986				
12. 諸支出金	6,017,683	118,800	6,136,483	118,800			
13. 予備費	25,000	0	25,000				
14. 災害復旧費	0	69,436	69,436	46,290	20,800		2,346
歳出合計	40,500,000	304,587	40,804,587	211,993	47,900	676	44,018

歳入

第15款 国庫支出金  
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 災害復旧費 国庫負担金	0	46,290	46,290	1 文教施設災 害復旧費負 担金	46,290	公立学校施設災害復旧費負担金
計	4,721,159	46,290	4,767,449			

第15款 国庫支出金  
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫 補助金	221,112	792	221,904	2 児童福祉費 補助金	792	子ども・子育て支援交付金
10 地方創生交 付金	183,731	69,208	252,939	1 地方創生臨 時交付金	69,208	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	2,919,308	70,000	2,989,308			

第16款 県支出金  
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補 助金	187,576	67,782	255,358	3 児童福祉費 補助金	67,782	子ども・子育て支援交付金（青森県地域子ども・ 子育て支援事業費補助金） <u>792</u> 青森県ひとり親世帯臨時特別給付金 <u>15,176</u> 保育料無償化等子育て支援市町村交付金 <u>51,814</u>
4 農林水産業 費県補助金	166,697	2,197	168,894	1 農業費補助 金	2,197	農業振興費補助金 <u>1,098</u> 青森県特産果樹産地育成・ブランド確立事業費 補助金 1,098 青森県野菜等産地力強化支援事業費補助金 <u>1,099</u>
8 教育費県補 助金	906,554	25,724	932,278	1 教育総務費 補助金	25,724	学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金 <u>21,207</u> 令和8年度青森県学校における通話録音・告知機 能導入促進事業補助金 <u>4,517</u>
計	2,211,338	95,703	2,307,041			

第19款 繰入金  
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 財政調整基 金繰入金	0	44,018	44,018	1 財政調整基 金繰入金	44,018	財政調整基金繰入金
計	903,907	44,018	947,925			

第20款 諸収入  
第5項 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 雑入	140,289	676	140,965	1 雑入	676	建物災害共済金
計	161,389	676	162,065			

第21款 市債  
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 教育債	459,900	27,100	487,000	1 小学校債	27,100	小学校整備債
9 災害復旧債	0	20,800	20,800	1 文教施設災 害復旧債	20,800	公立学校施設災害復旧債
計	2,569,800	47,900	2,617,700			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		40,500,000	304,587	40,804,587

歳出

第2款 総務費  
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
9 財産管理 費	12,571	2,893	15,464				2,893	12 委託料	2,893	低濃度ポリ塩化ビフェニ ル含有状況調査事業費
計	3,602,647	2,893	3,605,540				2,893			

第3款 民生費  
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
1 児童福祉 総務費	574,979	17,553	592,532	16,760			793	10 需用費	19	放課後児童健全育成事業 費	2,377
								11 役員費	176	青森県ひとり親世帯臨時 特別給付金	15,176
								12 委託料	2,210		
								17 備品購入 費	148		
								18 負担金補 助及び交 付金	15,000		
計	3,865,146	17,553	3,882,699	16,760			793				

第6款 農林水産業費  
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
3 農業振興 費	37,920	13,256	51,176	11,057			2,199	18 負担金補 助及び交 付金	13,256	むつ市野菜等産地力強化 支援事業費	2,199
										むつ市特産果樹産地育成 ・ブランド確立事業費	2,197
										農作物価高騰対策支援金 交付事業費	8,860
計	260,124	13,256	273,380	11,057			2,199				

第6款 農林水産業費  
第2項 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 畜産振興 費	20,959	11,714	32,673	11,714			18 負担金補 助及び交 付金	11,714	畜産業物価高騰対策支援 金交付事業費	
計	77,842	11,714	89,556	11,714						

第6款 農林水産業費  
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 水産振興 費	80,820	26,194	107,014	26,194			12 委託料	1,594	漁船燃油価格高騰対策支 援金交付事業費	
							18 負担金補 助及び交 付金	24,600		
計	340,702	26,194	366,896	26,194						

第10款 教育費

第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
5 学務管理 費	381,457	4,517	385,974	△ 18,822			12 委託料	4,517	学校における通話録音・ 告知機能導入事業費  財源更正 (学校給食費無償化事業 費)	
計	1,123,384	4,517	1,127,901	△ 18,822					4,517	

第10款 教育費

第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 小学校管 理費	449,930	36,168	486,098		27,100		14 工事請負 費	36,168	(仮称)むつ市立学びの 多様な学校整備事業費	
計	456,912	36,168	493,080		27,100					

第10款 教育費  
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
4 文化振興 費	28,642	1,353	29,995			676	677	14 工事請負 費	1,353	文化財保護保存管理費
計	576,543	1,353	577,896			676	677			

第10款 教育費  
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
4 体育施設 管理費	334,631	2,703	337,334				2,703	21 補償補て ん及び賠 償金	2,703	むつ運動公園・むつ市釜 臥山スキー場指定管理料
計	2,186,124	2,703	2,188,827				2,703			

第12款 諸支出金  
第1項 公営企業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 公営企業 費	6,017,683	118,800	6,136,483	118,800				18 負担金補 助及び交 付金	118,800	水道事業会計負担金
計	6,017,683	118,800	6,136,483	118,800						

第14款 災害復旧費  
第1項 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 公立学校 施設災害 復旧費	0	69,436	69,436	46,290	20,800		2,346	14 工事請負 費	69,436	小学校災害復旧事業費 <u>45,350</u> 中学校災害復旧事業費 <u>24,086</u>
計	0	69,436	69,436	46,290	20,800		2,346			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節	
				特定財源				区 分	金額
				国 県 支出金	地方債	その他			
	40,500,000	304,587	40,804,587	211,993	47,900	676	44,018		

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	35,883,898	35,815,617	2,569,800	27,100	2,596,900	4,337,803		4,337,803	34,047,614	27,100	34,074,714
(1)総務	14,068,108	13,222,892	1,039,500		1,039,500	2,480,256		2,480,256	11,782,136		11,782,136
(2)民生	542,837	500,036	84,000		84,000	105,431		105,431	478,605		478,605
(3)衛生	1,496,555	1,450,444	21,200		21,200	69,159		69,159	1,402,485		1,402,485
(4)農林水産業	1,314,344	1,310,703	105,900		105,900	164,415		164,415	1,252,188		1,252,188
(5)商工	150,571	456,046	136,200		136,200	14,038		14,038	578,208		578,208
(6)土木	4,384,578	4,811,156	605,600		605,600	586,544		586,544	4,830,212		4,830,212
(7)公営住宅	2,250,337	2,247,305	70,600		70,600	100,453		100,453	2,217,452		2,217,452
(8)消防	2,074,672	1,977,720				127,137		127,137	1,850,583		1,850,583
(9)教育	8,257,962	8,539,547	459,900	27,100	487,000	573,447		573,447	8,426,000	27,100	8,453,100
(10)公営企業	1,343,934	1,299,768	46,900		46,900	116,923		116,923	1,229,745		1,229,745
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策		184,100	18,900		18,900				203,000		203,000
(12)過疎対策	2,706,649	2,625,241	230,000		230,000	326,017		340,008	2,529,224		2,529,224
2. 災害復旧債	143,825	294,675		20,800	20,800	18,488		18,488	276,187	20,800	296,987
(1)総務		30,000							30,000		30,000
(2)民生		11,000							11,000		11,000
(3)農林水産業		15,000							15,000		15,000
(4)商工		3,000							3,000		3,000
(5)土木	143,825	152,675				18,488		18,488	134,187		134,187
(6)公営住宅		6,000							6,000		6,000
(7)教育		77,000		20,800	20,800				77,000	20,800	97,800
合 計	36,027,723	36,110,292	2,569,800	47,900	2,617,700	4,356,291		4,356,291	34,323,801	47,900	34,371,701

議案第65号

令和8年度

むつ市水道事業会計補正予算書



## 令和8年度 むつ市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和8年度むつ市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 水道事業収益	1,747,782 千円	0 千円	1,747,782 千円
第1項 営業収益	1,366,275 千円	△ 118,800 千円	1,247,475 千円
第2項 営業外収益	351,507 千円	118,800 千円	470,307 千円

令和8年6月2日提出

む つ 市 長 山 本 知 也

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和8年度 むつ市水道事業会計 予算実施計画 . . . . . 5 頁

令和8年度 むつ市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益			1,747,782	0	1,747,782	
	1 営業収益		1,366,275	△ 118,800	1,247,475	
		1 給水収益	1,331,944	△ 118,800	1,213,144	水道料金の減額
	2 営業外収益		351,507	118,800	470,307	
		2 負担金	72,779	118,800	191,579	一般会計繰入金の増額

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			1,710,280	0	1,710,280	

令和7年度

むつ市一般会計  
補正予算書

むつ市



## 令和7年度むつ市一般会計補正予算

令和7年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,446,521千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### (継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

### (地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

第1表

## 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		6,243,282	131,339	6,374,621
	1. 市 民 税	2,819,652	116,876	2,936,528
	4. 市 た ば こ 税	550,869	14,463	565,332
11. 地 方 交 付 税		12,420,203	991,970	13,412,173
	1. 地 方 交 付 税	12,420,203	991,970	13,412,173
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		107,023	△ 3,874	103,149
	1. 負 担 金	107,023	△ 3,874	103,149
15. 国 庫 支 出 金		9,573,279	△ 178,360	9,394,919
	1. 国 庫 負 担 金	4,678,282	△ 163,867	4,514,415
	2. 国 庫 補 助 金	4,883,696	△ 14,493	4,869,203
16. 県 支 出 金		4,122,178	△ 23,973	4,098,205
	1. 県 負 担 金	1,521,502	5,910	1,527,412
	2. 県 補 助 金	2,324,103	△ 29,883	2,294,220
17. 財 産 収 入		28,569	5,645	34,214
	1. 財 産 運 用 収 入	18,885	5,645	24,530
18. 寄 附 金		342,000	△ 177,718	164,282
	1. 寄 附 金	342,000	△ 177,718	164,282
19. 繰 入 金		2,467,759	△ 355,408	2,112,351
	1. 基 金 繰 入 金	2,467,528	△ 355,408	2,112,120
21. 市 債		4,010,400	△ 45,000	3,965,400
	1. 市 債	4,010,400	△ 45,000	3,965,400
歳 入 合 計		45,101,900	344,621	45,446,521

## 2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		6,725,326	714,509	7,439,835
	1. 総務管理費	5,871,836	714,509	6,586,345
	2. 徴税費	346,493	0	346,493
3. 民生費		11,048,513	△ 375,639	10,672,874
	1. 社会福祉費	3,238,641	6	3,238,647
	2. 老人福祉費	1,305,674	0	1,305,674
	3. 児童福祉費	3,995,883	△ 375,645	3,620,238
4. 衛生費		3,938,628	0	3,938,628
	1. 保健衛生費	2,288,532	0	2,288,532
6. 農林水産業費		1,005,638	△ 50,947	954,691
	1. 農業費	266,063	0	266,063
	2. 畜産業費	101,940	0	101,940
	3. 林業費	146,070	17,693	163,763
	4. 水産業費	491,565	△ 68,640	422,925
7. 商工費		2,072,487	6,065	2,078,552
	1. 商工費	2,072,487	6,065	2,078,552
8. 土木費		2,738,124	△ 39,736	2,698,388
	2. 道路橋りょう費	1,782,756	15,000	1,797,756
	5. 都市計画費	285,507	△ 54,736	230,771
	6. 住宅費	235,226	0	235,226
9. 消防費		2,233,173	0	2,233,173
	1. 消防費	2,233,173	0	2,233,173
10. 教育費		5,188,764	5,785	5,194,549
	1. 教育総務費	1,030,200	0	1,030,200
	2. 小学校費	921,641	0	921,641
	3. 中学校費	592,435	0	592,435
	4. 社会教育費	929,132	998	930,130
	5. 保健体育費	1,715,356	4,787	1,720,143
12. 諸支出金		5,544,827	84,584	5,629,411
	1. 公営企業費	5,544,827	84,584	5,629,411
14. 災害復旧費		177,097	0	177,097
	1. 厚生労働施設災害復旧費	11,746	0	11,746
	3. 公共土木施設災害復旧費	33,579	0	33,579
	4. 文教施設災害復旧費	83,632	0	83,632
	歳出合計		45,101,900	344,621

第2表

## 継 続 費 補 正

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2. 総務費	1. 総務管理費	本庁舎電気室電源 改修工事	107,195	令和6年度	0	75,095	令和6年度	0
				令和7年度	107,195		令和7年度	75,095
2. 総務費	1. 総務管理費	デジタル防災セン ター整備事業	1,058,637	令和6年度	131,500	999,662	令和6年度	131,500
				令和7年度	927,137		令和7年度	868,162

第3表

## 地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備 漁港整備	千円 368,100	普通貸借	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式による 借り入れに おいては当 該見直し後 の利率)	借入先融資 条件による	千円 408,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	125,500				93,600			

(廃 止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
街路整備	千円 53,000	普通貸借	5.0%以内	借入先融 資条件に よる	—	—	—	—	決算見込みに係 る予算執行状況 による

	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
変更及び廃止後の累計	4,010,400				3,965,400			

# 一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	6,243,282	131,339	6,374,621
2. 地 方 譲 与 税	277,000	0	277,000
3. 利 子 割 交 付 金	3,000	0	3,000
4. 配 当 割 交 付 金	21,000	0	21,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000	0	20,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	105,000	0	105,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,645,000	0	1,645,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	25,000	0	25,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	80,747	0	80,747
10. 地 方 特 例 交 付 金	46,430	0	46,430
11. 地 方 交 付 税	12,420,203	991,970	13,412,173
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,352	0	4,352
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	107,023	△ 3,874	103,149
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	247,124	0	247,124
15. 国 庫 支 出 金	9,573,279	△ 178,360	9,394,919
16. 県 支 出 金	4,122,178	△ 23,973	4,098,205
17. 財 産 収 入	28,569	5,645	34,214
18. 寄 附 金	342,000	△ 177,718	164,282
19. 繰 入 金	2,467,759	△ 355,408	2,112,351
20. 諸 収 入	3,000,526	0	3,000,526
21. 市 債	4,010,400	△ 45,000	3,965,400
22. 繰 越 金	312,028	0	312,028
歳 入 合 計	45,101,900	344,621	45,446,521

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	239,264	0	239,264				
2. 総 務 費	6,725,326	714,509	7,439,835	△ 76,213	39,900	△ 283,010	1,033,832
3. 民 生 費	11,048,513	△ 375,639	10,672,874	△ 207,892		△ 7,002	△ 160,745
4. 衛 生 費	3,938,628	0	3,938,628	△ 10,763		200	10,563
5. 労 働 費	17,951	0	17,951				
6. 農 林 水 産 業 費	1,005,638	△ 50,947	954,691	△ 42,587	△ 31,900	△ 108,866	132,406
7. 商 工 費	2,072,487	6,065	2,078,552	△ 36,711		△ 8,303	51,079
8. 土 木 費	2,738,124	△ 39,736	2,698,388	188,861	△ 53,000	△ 34	△ 175,563
9. 消 防 費	2,233,173	0	2,233,173	△ 2,951		△ 101,182	104,133
10. 教 育 費	5,188,764	5,785	5,194,549	△ 14,077		△ 47,317	67,179
11. 公 債 費	4,147,108	0	4,147,108				
12. 諸 支 出 金	5,544,827	84,584	5,629,411			18,211	66,373
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
14. 災 害 復 旧 費	177,097	0	177,097			4,934	△ 4,934
歳 出 合 計	45,101,900	344,621	45,446,521	△ 202,333	△ 45,000	△ 532,369	1,124,323

歳入

第1款 市税  
第1項 市民税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個人	2,479,812	75,557	2,555,369	1 現年課税分	73,686	決算見込み
				2 滞納繰越分	1,871	
2 法人	339,840	41,319	381,159	1 現年課税分	41,319	決算見込み
計	2,819,652	116,876	2,936,528			

第1款 市税  
第4項 市たばこ税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 市たばこ税	550,869	14,463	565,332	1 現年課税分	14,463	決算見込み
計	550,869	14,463	565,332			

第11款 地方交付税  
第1項 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	12,420,203	991,970	13,412,173	1 地方交付税	991,970	特別交付税
計	12,420,203	991,970	13,412,173			

第13款 分担金及び負担金  
第1項 負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費負担 金	107,012	△ 3,874	103,138	3 児童福祉費 負担金	△ 3,874	保育児童保護者負担金
計	107,023	△ 3,874	103,149			

第15款 国庫支出金  
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫 負担金	4,617,129	△ 163,867	4,453,262	3 児童福祉費 負担金	△ 163,867	子どものための教育・保育給付交付金
計	4,678,282	△ 163,867	4,514,415			

第15款 国庫支出金  
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	1,178,923	△ 134,103	1,044,820	1 総務管理費 補助金	△ 134,103	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な 燃料備蓄の推進事業費補助金
4 農林水産業 費国庫補助 金	102,619	△ 42,587	60,032	3 水産業費補 助金	△ 42,587	防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金
6 土木費国庫 補助金	349,671	188,861	538,532	1 道路橋りよ う費補助金	188,861	社会資本整備総合交付金 <u>14,861</u> 臨時道路除雪事業費補助金 <u>174,000</u>
10 地方創生交 付金	763,078	△ 26,664	736,414	1 地方創生臨 時交付金	△ 26,664	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	4,883,696	△ 14,493	4,869,203			

第16款 県支出金  
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費県負 担金	1,129,243	5,910	1,135,153	3 児童福祉費 負担金	5,910	子どものための教育・保育給付費等県負担金
計	1,521,502	5,910	1,527,412			

第16款 県支出金  
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補 助金	218,363	65	218,428	3 児童福祉費 補助金	65	保育料軽減事業費補助金
8 教育費県補 助金	542,038	△ 18,185	523,853	3 保健体育費 補助金	△ 18,185	青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会 運営費補助金
10 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	542,959	△ 11,763	531,196	1 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	△ 11,763	青森県核燃料物質等取扱税交付金
計	2,324,103	△ 29,883	2,294,220			

第17款 財産収入  
第1項 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子及び配 当金	2,318	5,645	7,963	4 減債基金運 用収入	2	決算見込み
				11 ふるさと納 税寄附金基 金運用収入	6	
				13 地域基盤安 定化基金運 用収入	3,790	
				14 財政調整基 金運用収入	1,847	
計	18,885	5,645	24,530			

第18款 寄附金  
第1項 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費寄附金	342,000	△ 183,020	158,980	1 ふるさと納 税寄附金	△ 173,986	決算見込み △ 173,986
				2 まち・ひと ・しごと創 生寄附金	△ 15,000	まち・ひと・しごと創生寄附金 △ 15,000
				3 災害対策費 寄附金	5,966	災害対策費寄附金 5,966
2 商工費寄附金	0	608	608	1 商工費寄附金	608	産業振興費寄附金 100 観光費寄附金 508
				3 土木費寄附金	0	753
4 衛生費寄附金	0	200	200	1 衛生費寄附金	200	衛生費寄附金
5 教育費寄附金	0	1,010	1,010	1 教育総務費 寄附金	900	子ども夢育成事業費寄附金 400 教育総務費寄附金 500
				2 社会教育費 寄附金	110	公民館費寄附金 50 文化振興費寄附金 50 図書館費寄附金 10
6 民生費寄附金	0	1,731	1,731	1 児童福祉費 寄附金	1,731	保育所費寄附金
7 農林水産業 費寄附金	0	1,000	1,000	1 林業費寄附 金	1,000	造林費寄附金
計	342,000	△ 177,718	164,282			

第19款 繰入金  
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	7,343	△ 243	7,100	1 関根浜沿岸 漁業振興基 金繰入金	△ 243	決算見込み
2 育英基金繰 入金	39,240	△ 4,110	35,130	1 育英基金繰 入金	△ 4,110	決算見込み
3 子ども夢育 成基金繰入 金	8,706	△ 3,479	5,227	1 子ども夢育 成基金繰入 金	△ 3,479	決算見込み
4 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	25,535	△ 6,392	19,143	1 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	△ 6,392	決算見込み
5 地域振興基 金繰入金	591,921	△ 31,614	560,307	1 地域振興基 金繰入金	△ 31,614	決算見込み
6 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	300,001	△ 173,432	126,569	1 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	△ 173,432	決算見込み
8 中小企業経 営安定化資 金利子補給 基金繰入金	1,628	1,014	2,642	1 中小企業経 営安定化資 金利子補給 基金繰入金	1,014	決算見込み
9 森林環境譲 与税基金繰 入金	133,094	△ 133,094	0	1 森林環境譲 与税基金繰 入金	△ 133,094	決算見込み
11 過疎地域持 続的発展基 金繰入金	6,263	△ 5,570	693	1 過疎地域持 続的発展基 金繰入金	△ 5,570	決算見込み
12 市有林造成 基金繰入金	1,500	1,512	3,012	1 市有林造成 基金繰入金	1,512	決算見込み
計	2,467,528	△ 355,408	2,112,120			

第21款 市債  
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	1,195,900	39,900	1,235,800	1 総務管理債	39,900	庁舎整備債
4 農林水産業 債	216,200	△ 31,900	184,300	3 水産業債	△ 31,900	漁港整備債
6 土木債	1,086,000	△ 53,000	1,033,000	3 都市計画債	△ 53,000	街路整備債
計	4,010,400	△ 45,000	3,965,400			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の 額	補正額	計	
		45,101,900	344,621	45,446,521

歳出

第2款 総務費  
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 企画費	633,468	△ 83,156	550,312	14,872		△ 87,736	△ 10,292	7 報償費 △ 70,190 10 需用費 △ 164 11 役務費 △ 597 12 委託料 △ 11,644 13 使用料及 び賃借料 △ 561	決算見込み	
13 庁舎管理 費	1,237,788	△ 97,491	1,140,297	△ 146,024	39,900		8,633	12 委託料 △ 3,103 14 工事請負 費 △ 87,972 17 備品購入 費 △ 6,416	決算見込み	
17 車両管理 費	79,071	0	79,071			△ 3,846	3,846		財源更正	
21 市民連携 推進費	823	0	823			△ 147	147		財源更正	
23 コミュニ ティセン ター管理 費	320,393	13,497	333,890	4,939			8,558	12 委託料 13,497	文化会館管理費	
30 財政調整 基金費	194,584	1,001,847	1,196,431			1,847	1,000,000	24 積立金 1,001,847	財政調整基金積立	
32 減債基金 費	52,703	2	52,705			2		24 積立金 2	減債基金利子積立	
33 地域振興 基金費	701,146	50,000	751,146	50,000				24 積立金 50,000	地域振興基金積立	
35 ふるさと 納税寄附 金基金費	300,001	△ 173,980	126,021			△ 173,980		24 積立金 △ 173,980	ふるさと納税寄附金基金積立	
36 地域基盤 安定化基 金費	1	3,790	3,791			3,790		24 積立金 3,790	地域基盤安定化基金利子積立	
計	5,871,836	714,509	6,586,345	△ 76,213	39,900	△ 260,070	1,010,892			

第2款 総務費  
第2項 徴税費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 税務総務 費	315,174	0	315,174			△ 22,940	22,940		財源更正	
計	346,493	0	346,493			△ 22,940	22,940			

第3款 民生費  
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 障害福祉 費	2,531,259	6	2,531,265					12 6 委託料	6 ふれあいの家指定管理料	
5 交通安全 対策費	11,376	0	11,376			△ 850	850		財源更正	
6 交通広場 管理費	1,922	0	1,922			△ 770	770		財源更正	
13 災害対策 費	7,780	0	7,780			2,580	△ 2,580		財源更正	
計	3,238,641	6	3,238,647			960	△ 954			

第3款 民生費  
第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 老人福祉 総務費	245,270	0	245,270			△ 2,219	2,219		財源更正	
計	1,305,674	0	1,305,674			△ 2,219	2,219			

第3款 民生費  
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	711,656	0	711,656	△ 50,000			50,000		財源更正	
5 保育所費	2,218,391	△ 375,645	1,842,746	△ 157,892		△ 2,843	△ 214,910	19 扶助費	△ 375,645	決算見込み
6 キッズパ ーク管理 費	16,957	0	16,957			△ 2,900	2,900			財源更正
計	3,995,883	△ 375,645	3,620,238	△ 207,892		△ 5,743	△ 162,010			

第4款 衛生費  
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
4 予防費	265,263	0	265,263	△ 10,763			10,763		財源更正	
5 母子衛生 費	93,991	0	93,991			200	△ 200			財源更正
計	2,288,532	0	2,288,532	△ 10,763		200	10,563			

第6款 農林水産業費  
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
3 農業振興 費	36,341	0	36,341			△ 500	500		財源更正	
計	266,063	0	266,063			△ 500	500			

第6款 農林水産業費  
第2項 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県 支出金	地方債	その他				
2 畜産振興 費	38,974	0	38,974			△ 1,367	1,367		財源更正	
計	101,940	0	101,940			△ 1,367	1,367			

第6款 農林水産業費  
第3項 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 林業総務 費	28,683	0	28,683			△ 19,992	19,992		財源更正	
2 林業振興 費	54,919	17,693	72,612			△ 54,343	72,036	24 積立金	17,693 森林環境譲与税基金積立 て	
3 造林費	22,765	0	22,765			△ 4,680	4,680		財源更正	
4 治山林道 費	39,703	0	39,703			△ 24,116	24,116		財源更正	
計	146,070	17,693	163,763			△ 103,131	120,824			

第6款 農林水産業費  
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 水産振興 費	126,580	0	126,580			△ 3,868	3,868		財源更正	
4 漁港施設 整備費	248,103	△ 68,640	179,463	△ 42,587	△ 31,900		5,847	14 工事請負 費	△ 68,640 決算見込み	
計	491,565	△ 68,640	422,925	△ 42,587	△ 31,900	△ 3,868	9,715			

第7款 商工費  
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 商工振興 費	267,529	0	267,529			△ 2,183	2,183		財源更正	
3 観光費	603,830	112	603,942			△ 3,436	3,548	12 委託料	112 観光施設管理費(大畑) 薬研温泉露天風呂・奥 薬研修景公園指定管理 料 112	
5 むつ来さ まい館等 管理費	208,696	5,953	214,649	5,953				12 委託料	5,953 むつ来さまい館等指定管 理料	
6 産業振興 費	74,716	0	74,716			△ 4,684	4,684		財源更正	
8 物価高騰 重点支援 措置費	405,049	0	405,049	△ 42,664			42,664		財源更正	
9 災害対策 費	300,000	0	300,000			2,000	△ 2,000		財源更正	
計	2,072,487	6,065	2,078,552	△ 36,711		△ 8,303	51,079			

第8款 土木費  
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 土木維持 費	1,216,194	15,000	1,231,194	188,861			△ 173,861	12 委託料	15,000 除排雪委託料	
計	1,782,756	15,000	1,797,756	188,861			△ 173,861			

第8款 土木費  
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
5 街路整備 費	54,736	△ 54,736	0		△ 53,000		△ 1,736	16 公有財産 購入費 21 補償補て ん及び賠 償金	△ 5,147 決算見込み △ 49,589	
7 景観費	5,804	0	5,804			583	△ 583		財源更正	
計	285,507	△ 54,736	230,771		△ 53,000	583	△ 2,319			

第8款 土木費  
第6項 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 住宅総務 費	61,162	0	61,162			△ 617	617	/	財源更正	
計	235,226	0	235,226			△ 617	617			

第9款 消防費  
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 常備消防 費	1,865,842	0	1,865,842	△ 2,951		△ 92,369	95,320	/	財源更正	
3 水防対策 費	107	0	107			△ 59	59	/	財源更正	
4 防災対策 費	207,147	0	207,147			△ 8,659	8,659	/	財源更正	
5 消防施設 整備費	50,880	0	50,880			△ 95	95	/	財源更正	
計	2,233,173	0	2,233,173	△ 2,951		△ 101,182	104,133			

第10款 教育費  
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 義務教育 振興費	189,403	0	189,403			△ 27,051	27,051	/	財源更正	
5 学務管理 費	364,182	0	364,182			△ 4,410	4,410	/	財源更正	
計	1,030,200	0	1,030,200			△ 31,461	31,461			

第10款 教育費  
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 小学校管理費	914,058	0	914,058			944	△ 944		財源更正	
2 小学校教育振興費	7,583	0	7,583			△ 3,179	3,179		財源更正	
計	921,641	0	921,641			△ 2,235	2,235			

第10款 教育費  
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 中学校管理費	585,878	0	585,878			12,561	△ 12,561		財源更正	
2 中学校教育振興費	6,557	0	6,557			△ 3,314	3,314		財源更正	
計	592,435	0	592,435			9,247	△ 9,247			

第10款 教育費  
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	125,521	3	125,524					12 3 委託料	3 海と森ふれあい体験館指定管理料	
2 公民館費	132,631	0	132,631			50	△ 50		財源更正	
3 図書館費	149,931	0	149,931			10	△ 10		財源更正	
4 文化振興費	69,380	0	69,380			50	△ 50		財源更正	
5 下北自然の家管理費	90,813	995	91,808	995				12 委託料	995 下北自然の家指定管理料	
6 地域文化・スポーツクラブ推進費	360,856	0	360,856			△ 16,913	16,913		財源更正	
計	929,132	998	930,130	995		△ 16,803	16,806			

第10款 教育費  
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明	
				特定財源			一 般 財 源	区 分			金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
3 学校給食 費	410,679	0	410,679			△ 5,570	5,570	/	/	財源更正	
4 体育施設 管理費	335,867	4,787	340,654	3,113			1,674	12 委託料	4,787	むつ運動公園・むつ市釜 臥山スキー場指定管理料 <u>3,613</u> 大畑中央公園指定管理料 <u>1,174</u>	
8 国スポ・ 障スポ推 進費	501,449	0	501,449	△ 18,185		△ 495	18,680	/	/	財源更正	
計	1,715,356	4,787	1,720,143	△ 15,072		△ 6,065	25,924				

第12款 諸支出金  
第1項 公営企業費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明	
				特定財源			一 般 財 源	区 分			金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
1 公営企業 費	5,544,827	84,584	5,629,411			18,211	66,373	18 負担金補 助及び交 付金	84,584	下北医療センター負担金 <u>84,584</u> むつ総合病院 <u>134,584</u> 川内診療所 <u>△ 20,000</u> むつリハビリテー ション病院 <u>△ 30,000</u>	
計	5,544,827	84,584	5,629,411			18,211	66,373				

第14款 災害復旧費  
第1項 厚生労働施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明	
				特定財源			一 般 財 源	区 分			金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
1 民生施設 災害復旧 費	11,746	0	11,746			460	△ 460	/	/	財源更正	
計	11,746	0	11,746			460	△ 460				

第14款 災害復旧費  
第3項 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明	
				特定財源			一 般 財 源	区 分			金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
1 道路橋り ょう災害 復旧費	26,600	0	26,600			4,088	△ 4,088	/	/	財源更正	
計	33,579	0	33,579			4,088	△ 4,088				

第14款 災害復旧費  
第4項 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
3 保健体育 施設災害 復旧費	38,866	0	38,866			386	△ 386		財源更正	
計	83,632	0	83,632			386	△ 386			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
				特 定 財 源			
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	45,101,900	344,621	45,446,521	△ 202,333	△ 45,000	△ 532,369	1,124,323

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度末 までの 支 出 額	前年度末 までの支出 (見込)額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総額に対す る進捗率		
			年度	年割額	左の財源内訳									一般財源	
					特 定 財 源										
					国県支出金	地方債	その他								
2. 総	1. 総	本 庁 舎 電 気 の 室 電 源 改 修 工 事	補									%			
			正	6	0							0.0			
			前	7	107,195		99,100		8,095		107,195	107,195	100.0		
			の												
			額	計	107,195		99,100		8,095		107,195	107,195	100.0		
			額												
	費	理	後 の 工 事	補									%		
				正	6	0							0.0		
				後	7	75,095		72,300		2,795		75,095	75,095	100.0	
				の											
				額	計	75,095		72,300		2,795		75,095	75,095	100.0	
				額											
2. 総	1. 総	デ ジ タ ル 防 災 セ ン タ ー 整 備 事 業	補									%			
			正	6	131,500	72,276	45,600		13,624		36,500		3.4		
			前	7	927,137	807,323	110,800		9,014		1,022,137	1,022,137	96.6		
			の												
			額	計	1,058,637	879,599	156,400		22,638		36,500	1,058,637	100.0		
			額												
	務	管	理	後 の 工 事	補								%		
					正	6	131,500	72,276	45,600		13,624		36,500		3.7
					後	7	868,162	670,183	185,400		12,579		963,162	963,162	96.3
					の										
					額	計	999,662	742,459	231,000		26,203		36,500	999,662	100.0
					額										

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	36,394,134	35,883,898	3,845,900	△ 45,000	3,800,900	3,914,181		3,914,181	35,815,617	△ 45,000	35,770,617
(1)総務	15,368,606	14,068,108	1,195,900	39,900	1,235,800	2,041,116		2,041,116	13,222,892	39,900	13,262,792
(2)民生	550,294	542,837	38,900		38,900	81,701		81,701	500,036		500,036
(3)衛生	1,490,882	1,496,555	10,800		10,800	56,911		56,911	1,450,444		1,450,444
(4)農林水産業	1,321,371	1,314,344	216,200	△ 31,900	184,300	219,841		219,841	1,310,703	△ 31,900	1,278,803
(5)商工	105,450	150,571	322,800		322,800	17,325		17,325	456,046		456,046
(6)土木	4,275,200	4,384,578	949,900	△ 53,000	896,900	523,322		523,322	4,811,156	△ 53,000	4,758,156
(7)公営住宅	2,307,838	2,250,337	136,100		136,100	139,132		139,132	2,247,305		2,247,305
(8)消防	1,937,281	2,074,672	28,800		28,800	125,752		125,752	1,977,720		1,977,720
(9)教育	7,762,294	8,257,962	893,300		893,300	611,715		611,715	8,539,547		8,539,547
(10)公営企業	1,274,918	1,343,934	53,200		53,200	97,366		97,366	1,299,768		1,299,768
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策			184,100		184,100				184,100		184,100
(12)過疎対策	2,796,257	2,706,649	258,600		258,600	340,008		340,008	2,625,241		2,625,241
2. 災害復旧債	147,900	143,825	164,500		164,500	13,650		13,650	294,675		294,675
(1)土木	147,900	143,825	22,500		22,500	13,650		13,650	152,675		152,675
(2)総務			30,000		30,000				30,000		30,000
(3)民生			11,000		11,000				11,000		11,000
(4)農林水産業			15,000		15,000				15,000		15,000
(5)商工			3,000		3,000				3,000		3,000
(6)公営住宅			6,000		6,000				6,000		6,000
(7)教育			77,000		77,000				77,000		77,000
合 計	36,542,034	36,027,723	4,010,400	△ 45,000	3,965,400	3,927,831		3,927,831	36,110,292	△ 45,000	36,065,292



## むつ市議会第268回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表



## 目

## 次

議案第 36 号	むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第 37 号	むつ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表	7
議案第 38 号	むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	
	第 1 条のむつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表	17
	第 2 条のむつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表	17
	第 3 条のむつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表	18
議案第 39 号	むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例新旧対照表	19
	附則第 2 項によるむつ市個人番号の利用に関する条例の一部改正新旧対照表	21
議案第 40 号	むつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例新旧対照表	23
報告第 12 号	むつ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表	25
	附則第 5 条によるむつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表	52
報告第 13 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	53
報告第 14 号	むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	61



議案第36号参考資料

むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第16条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法</u>（昭和26年政令第319号）<u>第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法</u>（平成3年法律第71号）<u>第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u>（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受ける</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第16条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

ことができる。

議案第37号参考資料

むつ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第18条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第20条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第18条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第20条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第</p>

4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第20条の3の2第1項第3号並びに第20条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第18条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第12条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第20条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する

4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第20条の3の2第1項第3号及び第20条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第18条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第12条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第20条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する

青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第35条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第20条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第35条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第20条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2. 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第45条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第45条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対

して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

#### 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第18条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条の3及び第18条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

#### 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第18条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条の3及び第18条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第6条の4 第18条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項、附則第20条の2の2第1項、附則第20条の2の3第1項又は附則第20条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第18条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第8条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第18条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第19条 （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地

第6条の4 第18条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第20条第1項、附則第20条の2第1項、附則第20条の2の2第1項又は附則第20条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第18条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第8条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第18条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第19条 （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地

等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2の2 （略）

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合

等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2の2 （略）

には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第1項及び第2項並びに第18条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第19条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2の3第1項に規定する

特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第20条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

議案第38号参考資料

むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

第1条のむつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(最低基準と家庭的保育事業者等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>むつ市こども・子育て会議</u>の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>	<p>(最低基準と家庭的保育事業者等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>

第2条のむつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(最低基準と乳児等通園支援事業者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>むつ市こども・子育て会議</u>の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>	<p>(最低基準と乳児等通園支援事業者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>

第3条のむつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(最低基準と放課後児童健全育成事業者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>むつ市こども・子育て会議</u>の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>	<p>(最低基準と放課後児童健全育成事業者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>

議案第 39 号参考資料

むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>むつ市重度心身障がい者医療費支給条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>重度心身障がい者</u>の健康を保持するため、その医療費の一部を支給することにより自己負担の軽減とその療育の推進により福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により<u>重度心身障がい者医療費</u>（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、むつ市に住所を有し、65歳未満の者にあつては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくはその被扶養者であり、65歳以上の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療被保険者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で、当該各号に規定する身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるもの及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けたものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）及び高齢者の医療の確保</p>	<p style="text-align: center;"><u>むつ市重度心身障害者医療費支給条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>重度心身障害者</u>の健康を保持するため、その医療費の一部を支給することにより自己負担の軽減とその療育の推進により福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により<u>重度心身障害者医療費</u>（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、むつ市に住所を有し、65歳未満の者にあつては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくはその被扶養者であり、65歳以上の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療被保険者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で、当該各号に規定する身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるもの及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けたものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）及び高齢者の医療の確保</p>

に関する法律第55条及び第55条の2に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院、社会福祉施設等に入院又は入所する前の居住地が青森県に属しない市町村である者を除く。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者（3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障がい<sup>（一）</sup>を有する者に限る。）

(2)・(3) （略）

（支給の制限）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者から除くものとする。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の国民年金法第67条第1項に規定する種類及び程度の災害を受けた場合は、この限りでない。

(1) その者の前年の所得（1月から9月までの間の受診分については、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えて適用される国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（以下「読替え後の旧政令」という。）第6条の4第1項に定める額を超えるとき。

に関する法律第55条及び第55条の2に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院、社会福祉施設等に入院又は入所する前の居住地が青森県に属しない市町村である者を除く。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者（3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害<sup>（二）</sup>を有する者に限る。）

(2)・(3) （略）

（支給の制限）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者から除くものとする。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の国民年金法第67条第1項に規定する種類及び程度の災害を受けた場合は、この限りでない。

(1) その者の前年の所得（1月から9月までの間の受診分については、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えて適用される国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（以下「読替え後の旧政令」という。）第6条の4第1項に定める額を超えるとき。

(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)

附則第2項による改正（むつ市個人番号の利用に関する条例の一部改正新旧対照表）

改 正 案			現 行		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
機 関	事 務		機 関	事 務	
(略)			(略)		
2 市長	むつ市重度心身障がい者医療費支給条例（昭和50年むつ市条例第16号）の規定による <u>重度心身障がい者医療費</u> （以下「 <u>重度心身障がい者医療費</u> 」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	むつ市重度心身障害者医療費支給条例（昭和50年むつ市条例第16号）の規定による <u>重度心身障害者医療費</u> （以下「 <u>重度心身障害者医療費</u> 」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機 関	事 務	特定個人情報	機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	ひとり親家庭等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	1 市長	ひとり親家庭等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		<u>重度心身障がい者医療費</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの			<u>重度心身障害者医療費</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		(略)
2 市長	<u>重度心身障がい者医療費</u> の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
3 市長	子ども医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		<u>重度心身障がい者医療費</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		<u>重度心身障がい者医療費</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)
(略)		

		(略)
2 市長	<u>重度心身障害者医療費</u> の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
3 市長	子ども医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		<u>重度心身障害者医療費</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		<u>重度心身障害者医療費</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)
(略)		

議案第40号参考資料

むつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(利用料の負担上限月額)</p> <p>第3条 利用者が同一の月に受けた支援事業に係る利用料の合計額が、次の各号に掲げる利用者又は利用者の保護者の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、前条の規定にかかわらず、当該同一の月の利用料の合計額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者（法第4条第2項に規定する障害児を除く。以下この号において同じ。）及び当該利用者の配偶者がむつ市地域生活支援事業（以下「支援事業」という。）を利用した月の属する年度（支援事業を利用した月が4月から6月までの場合にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第5条の4第5項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が16万円未満である者 9, 300円</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(利用料の免除)</p>	<p>(利用料の負担上限月額)</p> <p>第3条 利用者が同一の月に受けた支援事業に係る利用料の合計額が、次の各号に掲げる利用者又は利用者の保護者の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、前条の規定にかかわらず、当該同一の月の利用料の合計額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者（法第4条第2項に規定する障害児を除く。以下この号において同じ。）及び当該利用者の配偶者がむつ市地域生活支援事業（以下「支援事業」という。）を利用した月の属する年度（支援事業を利用した月が4月から6月までの場合にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が16万円未満である者 9, 300円</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(利用料の免除)</p>

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 利用者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3)・(4) (略)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 利用者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3)・(4) (略)

報告第12号参考資料

むつ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第24条、第30条、第30条の2若しくは第30条の5（第35条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第31条の4第1項（第31条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第35条の7、第47条、第59条第2項、第75条第1項若しくは第2項、第79条第2項、第82条、第108条第1項又は第133条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第75条第1項若しくは第2項の申告書又は第108条第1項の申告書</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第24条、第30条、第30条の2若しくは第30条の5（第35条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第31条の4第1項（第31条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第35条の7、第47条、<u>第57条の2の6第1項</u>、第59条第2項、第75条第1項若しくは第2項、第79条第2項、第82条、第108条第1項又は第133条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第57条の2の6第1項の申告書</u>、第75条第1項若しくは第2項の申</p>

に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第75条第1項若しくは第2項の申告書又は第108条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第17条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第18条の9において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第57条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽

告書又は第108条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第57条の2の6第1項の申告書、第75条第1項若しくは第2項の申告書又は第108条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第17条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第18条の9において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第57条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを

自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第57条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第57条の2の2 (略)

課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第57条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第57条の2の2 (略)

(環境性能割の課税標準)

第57条の2の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第57条の2の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第57条の2の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第57条の2の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の課税免除)

第57条の2の3 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。ただし、第2号の軽自動車等にあつては市長の承認を受けたものに限る。

(1)・(2) (略)

(軽自動車税の税率)

第58条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第59条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第57条の2の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第57条の2の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第66条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第57条の2の9 次に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号の軽自動車等にあつては市長の承認を受けたものに限る。

(1)・(2) (略)

(種別割の税率)

第58条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第59条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、毎年5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第61条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税の納税通知書)

第62条 軽自動車税の納税通知書は、規則で定める。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第63条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 種別割の納期は、毎年5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第61条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割の納税通知書)

第62条 種別割の納税通知書は、規則で定める。

(種別割に関する申告又は報告)

第63条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第64条 (略)

(軽自動車税の減免)

第65条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第66条 市長は、次に掲げる軽自動車等(第3項に規定するものを除く。)のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 市長は、身体障害者又は重度精神障害者の利用に供するための特別の仕様による装置を取り付けた軽自動車等で、専らこれらの者の利用に供するものに対しては、軽自動車税を減免することができる。

4 第1項又は前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第64条 (略)

(種別割の減免)

第65条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第66条 市長は、次に掲げる軽自動車等(第3項に規定するものを除く。)のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 市長は、身体障害者又は重度精神障害者の利用に供するための特別の仕様による装置を取り付けた軽自動車等で、専らこれらの者の利用に供するものに対しては、種別割を減免することができる。

4 第1項又は前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第67条 (略)

2 法第445条若しくは第57条の2の2又は第57条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第57条の2の2又は第57条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

(軽自動車税の納税証明書の交付)

第68条 市長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第67条 (略)

2 法第445条若しくは第57条の2の2又は第57条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第57条の2の2又は第57条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

(種別割の納税証明書の交付)

第68条 市長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第

1 項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について現に軽自動車税の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合においては、当該2輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税義務者の申請によって、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

#### 附 則

1 項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について現に種別割の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合においては、当該2輪の小型自動車に係る種別割の納税義務者の申請によって、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

#### 附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第18条の3及び第18条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第18条の8及び第18条の9第1項の規定の適用については、第18条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条の3及び第18条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第18条の8及び第18条の9第1項の規定の適用については、第18条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3第1項」と、第18条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第20条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある

後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第6条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条の3及び第18条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第18条の8及び第18条の9第1項の規定の適用については、第18条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3の2第1項」と、第18条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第20条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると

と市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第20条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第17条から第18条の3まで、第18条の6から第18条の8まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 固定資産税に係る法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 固定資産税に係る法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5・6 (略)

7 固定資産税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第20条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第17条から第18条の3まで、第18条の6から第18条の8まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項、附則第6条の3の2第1項及び附則第6条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 固定資産税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 固定資産税に係る法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5・6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定す

2～6 (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定す

る補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定

る補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

13・14 (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定

の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第14条の4の規定により読み替えられた第57条の2の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車

税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の3 市長は、当分の間、第57条の2の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の4 第57条の2の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第57条の2の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

(軽自動車税の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第57条の2の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第58条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第58条の規定の適用については、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から

初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第59条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣

令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第58条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第59条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通

が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第63条及び第64条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条（略）

2（略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)（略）

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)（略）

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第63条及び第64条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条（略）

2（略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)（略）

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5)（略）

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及

による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得

び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の

の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項、附則第6条第1

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4の2第1項の規定による市民税の

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

(都市計画税に係る法附則第15条第31項の条例で定める割合)

第25条の2 都市計画税に係る法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(都市計画税に係る法附則第15条第36項の条例で定める割合)

第25条の3 都市計画税に係る法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(都市計画税に係る法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第18条の6から第18条の8まで、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第18条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項前段、第18条の8、第18条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略)

(都市計画税に係る法附則第15条第32項の条例で定める割合)

第25条の2 都市計画税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(都市計画税に係る法附則第15条第37項の条例で定める割合)

第25条の3 都市計画税に係る法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第25条の4 都市計画税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第26条 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第34条 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第124条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第26条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

第34条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第124条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は

附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附則第5条による改正（むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>第7条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係るむつ市税条例第58条及び附則第15条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p>	<p>附 則 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>第7条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係るむつ市税条例第58条及び附則第15条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p>

報告第 1 3 号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。次項から第 5 項までにおいて同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 7 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 7 万円</u> とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 1 8 歳以上被保険者（法第 7 0 3 条の 4 第 3 0 項に規定する 1 8 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 1 8 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 7 万円</u> を超える場合</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。次項から第 5 項までにおいて同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 6 万円</u> とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 1 8 歳以上被保険者（法第 7 0 3 条の 4 第 3 0 項に規定する 1 8 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 1 8 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 6 万円</u> を超える場合</p>

には、67万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

には、66万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 14,490円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 22,120円

(イ) 特定世帯 11,060円

(ウ) 特定継続世帯 16,590円

ウ～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 48円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 910円

(イ) 特定世帯 455円

(ウ) 特定継続世帯 683円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 15,190円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 24,430円

(イ) 特定世帯 12,215円

(ウ) 特定継続世帯 18,323円

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を

乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,350円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,800円

(イ) 特定世帯 7,900円

(ウ) 特定継続世帯 11,850円

ウ～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について 500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 34円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 650円

(イ) 特定世帯 325円

(ウ) 特定継続世帯 488円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,450円

(イ) 特定世帯 8,725円

(ウ) 特定継続世帯 13,088円

ウ～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,140円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,320円

(イ) 特定世帯 3,160円

(ウ) 特定継続世帯 4,740円

ウ～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 14円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 260円

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,340円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,980円

(イ) 特定世帯 3,490円

(ウ) 特定継続世帯 5,235円

ウ～カ (略)

(イ) 特定世帯 130円

(ロ) 特定継続世帯 195円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,105円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,175円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,350円

(2) (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,255円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,425円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,850円

(2) (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4

項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た

項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

報告第14号参考資料

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和10年3月31日までの期間（第6条において「対象期間」という。）内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設等の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの期間（第6条において「対象期間」という。）内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設等の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却</p>

設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。)並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)をする。

(不均一課税)

第6条 地方活力向上地域内において、対象期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。)並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について不均一の課税(以下「不均一課税」という。)をする。

設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)をする。

(不均一課税)

第6条 地方活力向上地域内において、対象期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について不均一の課税(以下「不均一課税」という。)をする。

